

●香川県監査委員公表第4号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第4項の規定に基づき監査を実施したので、同条第9項の規定により、その結果を次のとおり公表する。

平成25年4月26日

香川県監査委員 林 獻
同 鍋 嶋 明 人
同 綾 田 福 雄
同 黒 島 啓

- 1 監査対象部局 教育委員会
- 2 監査対象年度 平成24年度
- 3 監査の概要

監査対象機関	監査年月日
丸亀高等学校	平成25年1月11日
香川丸亀養護学校	"
香川中部養護学校	"
香川中央高等学校	"
善通寺養護学校	平成25年1月16日
高瀬高等学校	"
土庄高等学校	"
小豆島高等学校	"
坂出商業高等学校	平成25年1月17日
坂出工業高等学校	"
津田高等学校	"
石田高等学校	"
観音寺中央高等学校	平成25年1月18日
高松工芸高等学校	平成25年1月21日
教育センター	"
東部教育事務所（小豆分室）	"
高松東高等学校	"
琴平高等学校	平成25年1月22日
丸亀城西高等学校	"
高松西高等学校	平成25年1月23日
笠田高等学校	"
図書館	"
聾学校	"
生涯学習・文化財課	平成25年2月1日
特別支援教育課	"
高校教育課	平成25年2月8日
保健体育課	"
人権・同和教育課	"

義務教育課	平成25年2月12日
健康福利課	"
総務課	"
西部教育事務所	平成25年3月25日
三本松高等学校	"
志度高等学校	"
三木高等学校	"
高松北高等学校	"
高松北中学校	"
高松高等学校	"
高松商業高等学校	"
高松南高等学校	"
高松桜井高等学校	"
農業経営高等学校	"
坂出高等学校	"
飯山高等学校	"
善通寺第一高等学校	"
多度津高等学校	"
観音寺第一高等学校	"
三豊工業高等学校	"
盲学校	"
香川東部養護学校	"
高松養護学校	"
香川西部養護学校	"
屋島少年自然の家	"
五色台少年自然センター	"
埋蔵文化財センター	"

4 監査の結果

財務に関する事務については次のとおりであり、その他の軽微な事項については、その都度、関係機関に口頭により指導を行った。

予算執行及び財産管理に当たっては、今後とも、厳正かつ効率的な執行に留意するよう要望した。

(1) 指摘事項

該当事項なし

(2) 指導注意事項

ア 収入について

(ア) 都市公園条例に係る占用許可について、使用料に消費税相当額を課していなかった。 (保健体育課)

(イ) 施設使用料の減免及び食事料の額について、所長の決定行為がない項目があった。 (屋島少年自然の家)

(ウ) 証紙消印日と異なる日付で証紙収納簿の収納日としているものがあった。 (坂出商業高

等学校) (高松工芸高等学校) (三本松高等学校)

(工) 入学金に係る証紙に消印されていないものがあった。また、通し番号が記入されていなかった。(善通寺第一高等学校)

イ 手当の支給について

(ア) 対外運動競技に生徒を引率していたが、引率指導業務の特殊勤務手当が支給されていなかった。(東部教育事務所) (三本松高等学校)

(イ) 週休日の振替により、新たに週休日とされた日に、私有自動車使用の承認を受けて、旅費が支給されていた者について、超過勤務手当が支給されていなかった。(高校教育課)

(ウ) 給与条例の委任を受けて教育委員会規則で定めた算出方法と異なった額の兼務手当が支給されており、是正する必要がある。(三豊工業高等学校) (高校教育課) (総務課)

(エ) 休暇を取得している日に高速道路使用に係る通勤手当が支給されている日があった。(志度高等学校)

ウ 支出事務について

(ア) 急を要する修繕ではないときは、安易に1者のみを対象とした修繕同で執行せず、内容に応じて2者以上から見積書を徴収する必要がある。(小豆島高等学校)

(イ) プールの水質検査については、時期を逸すことなく実施する必要がある。(小豆島高等学校)

(ウ) 印刷物の発注に当たり、物品購入伺が作成されていないものがあった。(丸亀城西高等学校)

(エ) 毎月の複写枚数の確認が不十分であったため、枚数をもとに算出される複写料金の支払額が多過ぎたり不足している月があった。(聾学校)

(オ) 消防設備不良箇所の改善は、早急に対応する必要がある。(聾学校)

(カ) 県内旅費について、出張申請日から1か月を超えて承認が遅れているものが多くあった。(高松西高等学校)

(キ) E T Cカードを導入し、各種割引制度を利用することにより、経費の節減に努める必要がある。(義務教育課)

(ク) 県内出張時に利用した高速道路利用料金が旅費としてではなく、通勤手当で支払われていたので、旅費を追給する必要がある。(三本松高等学校)

(ケ) 物品の検収について、2名で検収しなければならないところを1名の検収しかなされていないものがあった。(高松南高等学校)

(コ) 学校運営のために使用している複写機について、設置・維持経費を公費で負担していないものがあった。また、P T Aが設置し、学校運営のために使用していない複写機については、行政財産の目的外使用許可を受けさせる必要がある。(高松商業高等学校)

(サ) 役務の提供を受けた後に、支出負担行為の決裁をしているものがあった。(三木高等学校)

(シ) 就学奨励費の前渡金精算書に、金額及び受領年月日の記載のない、受領者が署名押印した領収書が添付されていた。(盲学校)

エ 契約について

(ア) 空調設備保守点検業務委託については、監視システム等により24時間常時監視する必要があるとは認められることから、長期継続契約とすべきではなかった。(高瀬高等学校)

(イ) 変更契約を締結せずに、契約金額を変更していた。 (健康福利課)

才 財産について

(ア) パイプハウスを建設しているが、財産として公有財産台帳に登録されていなかった。 (笠田高等学校)

(イ) 建物の所在地が、公有財産簿に正しく記載されていなかった。 (多度津高等学校) (高松高等学校)

力 物品について

(ア) デマンド監視装置について、借入品出納保管簿に登記されていなかった。 (石田高等学校) (丸亀城西高等学校) (志度高等学校) (坂出高等学校)

(イ) 点検時に毒劇物出納簿の保管量と受払簿が違う場合に追跡調査等を行わないなど、管理が十分にできていなかった。 (高松西高等学校)

(ウ) 備品登録されていない物品があった。また、備品登録しているが、使用場所が異なる物品があった。 (図書館)

(エ) 重要物品のヨットについて、平成22年2月に廃棄処分しているにもかかわらず、重要物品票に廃棄した旨を記載していなかった。 (高松商業高等学校)

(オ) 劇物出納簿において、日付及び現在数量の記載がないまま、毒劇物取扱責任者印が押印されているものが散見された。 (観音寺第一高等学校)

(3) 検討指示事項

ア 工芸展で展示即売される生産品について、売れ残った場合、1年間保管された後、廃棄処分されているが、価格によっては他の利活用の方法を検討する必要がある。 (高松工芸高等学校)

イ 業務体制の整備及び経費削減のため、スクールサポート用務に係るリース車両の導入について、昨年度に検討を指示したところであるが、経費の比較がなされていないなど検討が不十分なことから、再検討する必要がある。 (西部教育事務所)

ウ 高等学校における印刷機の使用に伴う経費節減のため、最適な使用枚数の組合せとなるようグループ分けをし、グループごとに一括発注を行うなど発注方法について検討する必要がある。 (高校教育課)